公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２３３号
岩手県滝沢市湯舟沢222番地671、前住所岩手県滝沢市土沢390番地　桜館西Ｃ号、前々住所　岩手県北上市常盤台４丁目１番56―205号桐花荘
債務者　大弓　　伶
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３８１号
仙台市青葉区北根黒松２番10―902号、従前の住所青森県三戸郡五戸町字正場沢長根２番地２
債務者　佐藤　康治
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
広島市安佐南区上安１丁目５番６号　コート安川Ｂ
債務者　ｗｅｂ39ｓｖこと　佐久川清史
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８９９号
大阪府八尾市陽光園１丁目５番６号　大北ビル403号
債務者　小湊千恵美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　保美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４６号
兵庫県芦屋市春日町７番13―２号、前住所大阪府箕面市箕面４丁目１番２号
債務者　松村　民子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８９号
神戸市兵庫区水木通５丁目３番19号　カサパロマ水木601号室、従前の住所神戸市兵庫区湊川町６丁目６番１―407号
債務者　買いマッスル兵庫店ことセル販売兵庫店こと　佐藤　宏樹
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１号
徳島県徳島市名東町２丁目650番地の73、旧住所徳島県徳島市名東町２丁目322番地
債務者　中村賢一郎（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉成　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６９号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目18番12号　茅ヶ崎フラット202
債務者　藤田　耕史
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５１号
三重県四日市市中部17番14―1001号　ファミール四日市、住民票上の住所三重県四日市市平尾町2664番地４
債務者　渡部八重子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　啓丞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
岡山市北区延友443番地13
債務者　阿部　康次
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松原玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１５０号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南４丁目４番１号
債務者　入山　信弘
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字冨士76番地
債務者　阿部　龍男
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　敦賀　昭代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１４９号
福岡市東区多の津５丁目３番19―201号
債務者　中西　健介
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３９号
横浜市青葉区荏田北２丁目17番地11
債務者　岡田　明久
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２７２号
大阪府茨木市総持寺台10番408号、前住所大阪府茨木市東奈良３丁目14番30―504号
債務者　ｂｏｕｔｉｑｕｅ　ＣＡＳＡ．ＤＯＮＮＡこと　大澤　**國廣**
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部